平成２２年（フ）第４６９号
静岡県浜松市東区宮竹町736番地　エムズＡ102
債務者　北川　元美
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木成明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月13日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３６４６号
兵庫県西宮市高座町12番17号
債務者　綱野　和彦
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　芳則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５４０８号
大阪府寝屋川市三井南町30番４―104号
債務者　太田　　強
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　勝也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５７３０号
大阪市東淀川区井高野１丁目４番７―507号
債務者　藤原三千男
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茶本　成昭
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月28日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７５号
兵庫県小野市粟生町1842番地　３―305号
債務者　松尾　桂子（旧姓脇山）
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣井　正則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２２年（フ）第８１号
兵庫県加東市秋津1973番地50
債務者　壹田　栄子（旧姓三鍋）
1　決定年月日時　平成22年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊井　公策
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで
神戸地方裁判所社支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１２９号
静岡県富士市今泉3731番地の35
債務者　佐野　言吉
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第５５８６号
大阪府大東市太子田１丁目10番37号末広荘
債務者　紀本　四郎
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１６５６号
横浜市旭区中希望が丘242番地　旭グリーンハイツ２棟202号
債務者　小林　静香
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６５７号
横浜市旭区中希望が丘242番地　旭グリーンハイツ２棟202号
債務者　武井　　力
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９６３号
神奈川県藤沢市高倉552番地の８
債務者　石川　智子（旧姓浜田）
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２００５号
神奈川県大和市桜森２丁目23番６号　シャルム仲田101号
債務者　田代久美子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０８０号
横浜市港北区綱島西６丁目18番３号　第１宮坂荘202
債務者　田中　恭子
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０８６号
横浜市南区二葉町２丁目17番地39　ソリッド吉野町Ⅱ101号室
債務者　鍵窪　佑一
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０９２号
神奈川県藤沢市羽鳥４丁目13番30号
債務者　佐藤　絵梨
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１０９号
神奈川県大和市福田１丁目26番地11　ララ桜ケ丘303
債務者　荒木　孝一
1　決定年月日時　平成22年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部